

分析論的領域と説明概念

田島 正樹

TAJIMA Masaki

(2) 意志的行為と注意的知覚の平行関係 (承前)

注意的知覚が、それ自身測定行為にも比すべき意志的行為としてしか有り得ないのと同様に、意志的行為はまた、注意的知覚を欠いては有り得ない。例へば、銃でのねらふやうな場合を、意志的行為の代表的モデルとして考へてみよう。我々は、的へ向けて銃口と銃眼とをうまく一直線に結ぶやうに、銃口を左右上下に可能な限りの微調整をしようとするだらう。それは丁度、「角度はこれでよいだらうか?…いや、右にずれてゐるやうだ…いや今度は少し左へ傾きすぎた…」などと、腕や心に自問する過程のやうである。知覚と同様、行為もまた、微小な問ひのざわめきを含んでゐるのである。そこには、的確に的をねらふために適切と言ひ得るやうな角度があるだらう。また、この理想的な角度を支へ、それへと銃身を微調整するために、我々が取らねばならない理想的姿勢といふものがあるだらう。我々はまづ、この理想的な姿勢へと、できるだけ自分の身体の構へを近づけようとし、この姿勢を通して、さらに銃身に理想に近い角度を与へるために努力せねばならない。そして、この様な「努力」が可能であるためには、道具や自分の身体を制御して、与へられた目標へ接近するために、先行する行為の成果がただちに知覚され、知覚がつぎの運動へとフィードバックされるといふ風に、知覚と行為が、ひとつのループを成してゐなければならない。その事によって、自分が目標に対してどれだけ接近してゐるか、またさらに接近するためにつぎにどうせねばならないかがわかるのである。手を伸ばして灰皿を取るといふやうな単

純な行動ですら、手と灰皿の距離を知覚目測し、それを次の行為へとフィードバックしながら、徐々に手と灰皿の距離をちぢめていくといふやうな、微小な行為と知覚的問ひかけとの積分として成立してゐるのである。

この様な行為制御のメカニズムにおいては一般に、その目標が、行動の明確な規範(規準)として、あらかじめ行動の発動に先んじて与へられてゐなければならず、また制御一般にはつきものの微小な「振動」(手のふるへ、銃口のゆらぎなど)があるだらう。そして、実際の意志的行為においては、当面意識されたりされなかつたりする様々なレベルに於ける行為制御の規範(的自体・銃の理想的角度・行為者の取るべき理想的姿勢など)が与へられてゐて、多重化された制御の体系を形作つてゐるのである。

意志的行為がこの様な多重のフィードバックによって制御された行為であるとすれば、もとより注意的知覚は、その制御のループの中へ組み込まれてゐると考へねばならない。これら全てが合はさつて、たとへば銃でのねらふとか灰皿を取るとかの意志的行動が成立してゐるのである。

それゆゑまた、この行為の外に、たとへば行為の原因として、行為を遂行する意志が存在してゐるわけではない。意志といふ契機は、知覚の契機同様、この行為そのものを構成する不可欠な部分となつてゐるのである。意志的でないやうな「銃でのねらふ行為」は、そもそも「ねらふ行為」ではないからである。

多重化された制御は、そのすべてが意識されてゐるわ

けではなく、それゆゑ、行為者は同時に多くの事を意志してゐると考へる必要はない。ある規範と、それによる制御への努力が、とりわけ判明に焦点的に意識化されるのであり、他の制御と規範は、この焦点化した意識的努力を支へ、それを實現するための、習慣的素材の前提にすぎない。これは、歩くとき、目的地が念頭に置かれてゐるのに、手足の個々の運動は、取り立てて主題化されず、もっぱら歩くといふ行為實現のための素材とされ、いはば透明なまま使用されるにとどまつてゐると同様である。

意志を行為のための外的原因と考へるのではなく、意志的行為を内的に構成する規範の契機であるとするれば、意志規範と意志的行為との間にも、知覚に於けるのと全く類比的に、あるアプリアリな要請や期待が存在するのを見ることはたやすい。意志規範——それは、言語的または記号的に（例へば、的などの記号によって）表現されうるものでなければならない。といふのは、それは實際の行為に先んじて、行為の制御の目標を示さねばならないからである。まことに、意志的行為は、あらかじめその實現（または失敗）に先んじてアプリアリに、自らの規範の實現を期待されるものでなければならない。丁度知覚に於いて、対象をその真理性に於いて把握すること（ f として存在する対象を f として知覚すること、ないしは f である対象の知覚として体験すること）が、アプリアリに要請され、期待されるのである。そしてここでも、ある行為が意志的行為であること、規範によって表現されたアプリアリの期待が存在することは、必ずしもその成功を保証するものでないことは、知覚に於ける真理性のアプリアリな要請が、實際のその成就を保証するものでないと同様である。

ちなみに、この意志的行為の失敗の事例は、意志規範そのものをあつさり変更してしまう、いはゆる「意志の弱さ」の場合ではなく、銃的をねらふやうに、終始同一の意志規範の下で制御された行為であっても、必ずしも目的を成就するとは限らない場合のことである。この場合、目標をはづしても、それが「的をねらふ行為」でなくなるわけではないのである。

しかしながら、意志的行為を、実際に規範への制御が働いてゐる場合へと限定して考へる以上、我々は、その遂行をアプリアリに期待し得ないやうな、遂行能力をもとと欠いた、行動の単なる夢想や空想的願望のやうな

ものは、当然ここから排除せねばならない。かかる夢想や願望の場合、その實現がアプリアリに期待し得ないばかりか、我々は、それをめざして努力することすらし得ないであらう。例へば、多くの人にとっては、耳を動かすやうな運動能力は与へられてゐないから、単にいくら努力しても耳を動かせないのみならず、実際には耳を動かさうと努力することすらできないのである。即ち、どのやうにすることが耳を動かさうとすることか、全くわからず途方に暮れるしかないのである。この様な場合、我々の身体の運動感覚と筋肉緊張との間に、いかなるフィードバックのループも存在しないからである。それゆゑ、デカルトが言ふやうに「意志は無限」なわけではなく、はっきりと身体的行為能力によって制限されてゐるわけである。

これと同様なことが、高度の技術を要する複雑な行為の場合にも起こる。ピアノの早いパッセージを弾いたり、難しい運動競技など、我々の能力を大きく超える行動に立ち向かふとき、我々は「身体が意のままにならない」と感じることもあるが、それは実際には意志してゐるとほりに身体が動かせないといふ事を意味してゐるのではなく（なぜなら、それを制限してゐる何らの緊縛もありはしないから）、どう身体を動かさうとすればよいか、意志の仕方そのものがよくわからないのである。だからそんなとき、心の念力を強めて身体への支配を固めようとしても無駄といふもので、むしろ、複雑な運動を単純な細部に分解して、ゆっくり練習しながら、それらを遂行する身体の行動能力を磨き上げ、次第に複雑な運動の組織化へと向かふやうにしなければならない。それゆゑ、すべての意志的行動には、その遂行のみならず、遂行の期待のために、すでにその能力を習得してゐることが前提されてゐると言へよう。一見どんなに単純な行動といへども、我々が自分の身体に習熟するための十分な時間がかかつてゐるのである。（ヘーゲル的に表現するなら、「行動の単純性は、複雑な習熟に媒介されてゐる」とでも言おうか）

この様な事情は、知覚に於いてもまたしかりである。手術によって突然視力を与へられた人が、その能力に習熟・熟達し、ものの奥行きや視野といふものを学ぶために、十分な時間が必要なのは、自動車の運転を習ひ始めた人が、この拡大された運動能力の制御に練習の時間を要するのと同様である。これに対して、「第六感」のやう

に、その経験を通じて習熟することがもともと身体的に不可能なものは、いくらそれがたまたま事実と合致してゐても、決して知覚とは言ひ得ない。

意志的行為の習得について語る場合、我々はあたかも知覚能力はすでに獲得済みであるかのやうに語り、また逆に、知覚能力の習得について語る場合には、あたかも基礎的行為能力はすでに習得済みのやうに語るとしても、それは単に便宜的なものにすぎない。実際には、これらの両能力は相互依存的に一体化してをり、これらの習得は、感覚＝運動系の全体論的分節化に於いて成立するものと考へなければならぬ。釣り人が竿を引く微妙な感じを習ひ覚える場合、あるいはスキーヤーが自分のそりで斜面のギャップの感覚を覚えたり、テールの横滑りする感じを習得する場合のことを考へてみればよい。

確かに、的をねらふ場合、的もねらひ方もよく知ってゐるが、腕が悪くてほとんど常にはづしてばかりゐるやうな場合には、たとへ意志的に行動してゐるつもりでも、その行動にはアプリアリな期待など持ち得ないだらうと言はれるかもしれない。そしてまた、「技のうまさ」には程度の連続的の差異があり、どこから、的に当たることを期待しようと言へるのか、明確な規準を定め得ないといふのが実状であらう。しかしあまりに極端な場合、例へば我々がゴルフのホール・イン・ワンをねらふやうな場合には、もし万一それが成功したとしても、その成功は意図されたものではなく、単なる偶然にすぎない、といふ方が自然ではなからうか？ 確かに、およその的をねらひはしたが、後は願望プラス偶然にすぎない。丁度大三元をねらつても、その成功が偶然であるやうなもの。

的をねらふ行為と的の十センチ右をねらふ行為とを実質的に（プレイヤーの身体運動感覚に關与的な仕方）で區別しがたい時、ここで制御に實際にかかはってゐる規準は、的によつて表示されたものよりもっと大雑把な分節化しかもたず、それを「まさに的をねらふ行為」として規定するのは、人の立っている場所をミリメートル単位まで正確に規定するやうなものであらう。もつとも、ここには確かにしばしば刑法学者を悩ませた「未必の故意」と「認識ある過失」の區別にも似た微妙な問題があらう。

行為は、その規準とは独立には意志的とは呼び得ない。

それゆゑ、知覚がその説明（記述）と切り離し得ず、本質的に「～の知覚」「～としての対象の知覚」であり、「～する意志」であり「～しようとする意志的行為」といふ説明記述から切り離し得ないのである。「同じ行為が異なる記述の下で意図的となつたり、非意図的と見なされたりする」と言はれるのもそのためである。しかし、この様な言ひ方は、「意図的行為」の同定とは別に、すでに「行為」が個体化され、同定されてゐるのだ、といふ考へを示唆するならば不適切である。少なくとも何らかの記述の下で意図的と言へる行為については、同一の意志的行為は同一の行為であり、異なる行為がある記述の下で意図的であれば、異なる記述の下での意志的行為たることはできない。即ち、何らかの記述の下で意図的な行為に關しては、行為の同一性の規準は意志規範の概念が与へる（それゆゑ「行為」としての同一性の規準と「意志的行為」としての同一性の規準は一致する）。では、いかなる記述の下でも意図的でない行為についてはどうであらうか？ そもそもそれを個体化することができるだらうか？

意志規範の概念は、単に当の行為の特性を表現してゐるだけでなく、それを内的に統合し実現してゐるのである。この様な事實的な統合の原理ぬきにしては、行為を個体化するものは何もないだらう。身体の物理的運動として純外延的に見られる限り、行為は時空的にどこまでも切れ目なくつながつてをり、その中に、行為を個体的対象として実体化するための、いかなる種の本質概念も見出され得ないからである。それゆゑこの場合には、行為は個体化されず、物理的身体または人格個体に帰属されるべき単なる述語とだけ見なされてしまふ。

いかなる実体の個体化の原理も、現象の種的パタンの反復といふことなしには与へられず、また認識もされ得ない。行為を一つの実体と見る場合には、この反復する現象とは反復可能な行為のこと、即ちとりもなほさず意志的行為のことである。その場合、反復の規準となるのが意志規範である。行為は、その類型的反復に習熟し、その反復の習慣的能力を習得してはじめて、十分に個体化されるやうになるだらう。かかる習熟・習得の過程は、行為の反復が認識（再認・同定）可能なものになる過程であると同時に、行為の反復が実行可能になる（能力習得の）過程なのである。そして、行為がこの様に一つのまとまった出来事として、他の脈絡から自らを際立て、

異なる機会、異なる場面にも同じ（タイプの）行為として生起することが可能なものと見なされる場合、我々はこの反復可能という存在性格を記号の本質と見て、これを行為の記号化と呼ぶことができる。記号化した行為とは、判明なまとまりをもつものとして、明確な反復の規準に於いて習得された行為であり、従って意志的行為である。

しかし、「～を引き起こした彼の行為は、故意ではなく、単なる過失であった」などと、人は言はないだろうか？ この場合、「～を引き起こす」といふ記述の下では意志的ではなかったと言われる彼の行為が、指示されてみると考へなければならぬのではないか？ すると、意志規範によって統合され個体化される意志的行為以外にも、行為が指示され同定されうることを認めなければならないのではないだろうか？ そして、一般に、非意志的な行為について語るためには、意志による個体化・同定以外のものが必要ではなからうか？

しかし、我々は直ちに、ある記述の下で意志的または非意志的といふ述定以前に、行為がすでに個体化され、純外延的に同定されうるのだと考へる必要はない。むしろ「過失」の場合典型的に見られるやうに、ある意志的行為の可能性が想定され、そこに行動を制御すべく存在してゐた（にもかかはらず、実際には行為者の行為を統制しないままに終はった）規範が前提となつてゐるのではなからうか？ つまり、ある規範によるアプリアリな期待をもって行動を見ると、過失行為は、ある意志的行為の欠如態として認識されるのである。「払ふべき注意義務を怠った過失」とか「危険を避けるために当然すべきであった行動の不作為」など。

しかし、かかる規範によるアプリアリな定型によってのみ行為が個体化されるとは限らない。「AがBを殺害した」といふやうな事実は、それが違法なものか、有責なものかなどの価値判断以前に、客観的に認定されるべきではないだろうか？ 確かに、然り。しかし、ともかくもそれが行為として認定される限りは、その因果の流れのどこかに、何らかの意志的行為の存在が想定されてゐなくてはならないだらう。たとへ、実際には夢遊病的な殺人者であったとしても、それが行為と見なされるとするならば、それは、意志的な行為がそこに見出されるのではないかといふ期待があるためである。まったく誰の眼にも、非意志的であることが明らかである反射運動や

発汗作用などは、たとへ行為の構成部分になることはあつても、それ自身では行為とは見なされないのである。当面、行為として認定されるためには、そこに意志的行為が存在することが想定されうるといふ事だけでよく、それがいかなる意志的行為なのか、即ちいかなる制御規範をもつものなのか、外から見ただけではっきりしてゐる必要はない。それどころか、実際には、案に相違してまったく意志的行為が見出されない場合も、類比的に行為と呼ばれることもある。

かくて、行為の個体化と同定は、直接包含的にせよ類比的にせよ、もっぱら意志的行為の個体化とその想定に基づいてゐるのであり、それ自身で（意志規範ぬきでは）同一性の規準、それゆゑ反復の規準を与へ得ないのである。

我々は、同一の行為が異なる記述のもとでそれぞれ意志的となることはない（それゆゑ、異なる意志的行為となることはない）としてきた。しかし、ある記述が他の記述を論理的に、または因果的に含意するやうな場合は、この含意された記述の下で当の行為はまた意志的であるとは言はれないだらうか？ 確かに我々は、「異なる記述の下で」といふかはりに、「異なる概念の下で」と言ふべきであつたかもしれない。問題なのは、実際に制御の中で働いてゐる規範概念であつて、その記述ではないからである。たとへば、「エヴェレスト登頂をめざす」といふ表現と「チョモランマ登頂をめざす」といふ表現が同じ概念の異なる記述にすぎないと考へられるなら、それらのいずれを意志規範とした意志的行為も、同一の意志的行為と見なすべきであらう。

しかし、論理的含意関係に基づく代入に関しては、我々は「意志する」に「知る」と同じ程度の「不透明性」(opacity)を認めてもよいだらう。「知る」や「意志する」の不透明性の程度は、「信じる」や「望む」のそれよりは低く、「可能」や「必然」のそれより高い。たとへば、「信じる」はそのスコープへの同一言明による代入によって真理値を変へるが、「知る」は変へない。また「可能」や「必然」は、そのスコープの中への論理的に等価な、または論理的に含意された文による代入によって真理値を保存するが、「知る」はさうではない。もっとも、「知る」の日常用語での使はれ方には、様々のレベルがあるかもしれない。しかしたとへば、我々が自国語を知つてゐる

といふのは、まさにこの様な水準においてであらう。我々は、判明な規準をもって使用できる時、記号を知ってゐると言へるのであって、その全ての用法にわたって十全に把握してゐる必要はないし、ルールを習得したと言ひ得るためには、その全ての諸帰結まで知ってゐる必要はないのである。それゆゑ、我々がだれでもよく知悉してゐるはずの自国語でも、たやすく詩が書けるわけではないし、数学の記号の定義や公理を知るためには、そこから論理的に帰結する全ての定理を見通してゐる必要はない。この点で「欲する」は「信じる」に近く、「意志する」は「知る」に近いと考えられるのである。

論理的含意において以上のやうであれば、因果的「含意」においてはなほさらであらう。即ち、ある意志的行為の成功が、必然的または蓋然的または現実的に何らかの別の出来事を因果的に帰結する場合、この行為はその因果的帰結をも意図してゐたとは、論理的含意（帰結）の場合にもまして、言ひ得ないのである。なぜなら、当初の意志的行為において、実際制御の規準として働いてゐたのは、この因果的結果の概念ではないからである。ピアノの、ある鍵盤を叩くと、ある音が出るといふことが、因果的に必然であり、さらにまたこの事が行為者に知られてゐたとしても、この行為に実際に働いてゐた制御規準が、もっぱらこのキーを指でたたきといふことであるならば、このときこの音を出すといふこと自体は意志規準ではなく、単なる付随的結果にすぎない。その場合には、「かくかくの音を出す」といふ規準の下で意志的行為の制御が行はれてをらず、従つてこの行為をこの記述の下で意図的だといふわけにも行かないのである。

確かに、道具や機械を使った複雑な運動を習得していくとき、たとへば楽器を弾いたり、車の運転を習ひ覚えたりする場合などには、はじめの頃こそ我々の注意は、ごちなく自分のつたない指使ひや手の動作に直接くぎ付けされてゐるだらうが、これらの道具に、より深く習熟し、いはばそれを自分の手足のやうに使ひこなせるやうになるに従つて、我々の注意的関心の焦点は、次第に直接の手の操作から離れて、作業自体にとっての関心的の方へと移動してゆくものである。たとへば楽器の場合であれば、指使ひや腕の力や姿勢など全ての細部が、やがて音や楽曲の表現そのものへと、志向的に関心づけられ、そのさい指が動かされるとしても、それはもはやそれ自身の関心においてではなく、楽曲の表現への付随

的細部——意図的行為それ自身といふより、意図的行為実現のための素材的細部としてでしかなくなるのである。その時、意志規準は、もはや指の運動を制御するものではなく、表現された音やフレーズそのものを制御することにならう。行為を構成する複雑な因果の連鎖の中で、この様にとりわけ関心の焦点になる部分——そこに意志的行為の知覚＝運動的注意が集中し、そこで規準が規準として問題化・意識化され、顕在化するところを、我々は「判明性の中心」と呼ぶことにする。それは、行為の結果と制御の規準とが照らし合はされ、知覚と行動とがフィードバックのループによって結ばれる交点である。道具への習熟によって、道具はいはば透明化されてゆき、制御の対象から制御の前提となつてゆく。そして、意志的行為の判明性の中心へと制御の関心が集中すればするほど、道具は意識されない透明な媒体になつてゆくのである。

道具への習熟の過程は、また、我々自身の身体（能力）への習熟の過程とも似てゐる。習慣化された行動だけに甘んじてゐる限りは、身体の不透明性に突き当たることもないであらうが、新たな行為の習得の場合とか、身体的な障害によって、習慣的行為能力の一部が毀損されたときなどには、突然我々の身体がごちなく自己主張し始め、あらためて問題化されるものである。道具や身体の「透明性」が、その習熟によって媒介されたものであり、我々にとって習熟が、程度の差はあれ決して完璧にはなり得ないものであるとすれば、この透明性も絶対的なものではないはずである。

かかる事情もまた、注意的知覚と類比的に論じることが出来る。なぜなら、すでに見たやうに、知覚もまた習得を要するゲームのやうなものであるから。実際、道具を使った意志的行為と並行的に、道具を使った知覚の場合を考察することは示唆的である。たとへば、我々が眼をつぶつて杖をつくつとすると、はじめは手のひらに杖の感触を知覚するだけでしかない。しかるに、盲目の人の様に、長期にわたつて視覚の助けなく杖をついて生活する内には、次第に杖は拡張された触覚器官を作りだし、杖の先に石があるのを関知したり、ぬかるみを触知する事が出来るようになるだらう。こんなとき我々は、杖がこの障害のある知覚生活へのゲーム的習熟によって次第に透明化し、我々の知覚的注視（関心）の焦点——即ち知覚に於ける「判明性の中心」を、杖の握りから杖の先

に移動させたのだと語ることが出来よう。

杖の先にありありと対象を触知する事、即ち対象をある概念的判明性に於いて把握することは、単なる杖という因果経路を通じた刺激情報の一方的受容の問題ではない。杖による行為的な問ひかけのゲーム的構成によってはじめて、この様な「杖の先の知覚」について語りうる様になるだらう。これは杖の先に対象を推定してゐるのではない。知覚の場合も意志的行為の場合も、「媒体の透明化」といふことは、単にその物理的性質の変化ではなく、媒体の、知覚ゲームに於ける役割の変化、即ち媒体の記号化である。

障害者における新たな知覚の習得は、必要な変更を加へれば、他のすべての知覚の習得のモデルを提供してくれるであらう。杖による石ころの知覚の場合を考へれば、対象の判明な把握（概念的または前概念的把握）が、決して対象の純粹に透明な立ち現れ（見透し）でないことは明らかであらう。杖や指先による盲人の対象探索のための微細な動きは、さながら我々の眼球のめまぐるしい動きの代わりをつとめてゐるかのやうである。一見すると単純な、一方向的な因果の流れのやうに思へるこの過程（古の人が、対象から薄膜のやうに剥離したエイドラの受容と考へたこの過程）は、意志的行為の場合と同様な、応答作用や試行錯誤を含む、複雑で多様な細部の統合された全体なのである。

longer note I — opacityについて

「知る」の文脈への、同一性言明による代入は真理値を変へない、といふ主張には、疑問の余地があると言はれるかもしれない。周知のやうに、クワインはこの様な文脈では「信じる」のそれと同様、代入可能性の原理が成立しないと述べてゐる（クワイン『論理的観点から』中山浩二郎、持丸悦郎訳 岩波書店「表示と様相」参照）。同一性が知られてゐないとき、その同一性に基づく「知る」の文脈への代入は、「不透明」なものになり得ると見られるのである。「A氏はハイド氏が殺人鬼であることを知ってゐる」と「ハイド氏＝ジェキル博士」とから「A氏はジェキル博士が殺人鬼であることを知ってゐる」は帰結しない。そのためにはさらに「A氏はジェキル博士＝ハイド氏であることを知ってゐる」が付加されねばならない、と見られるのである。

Hintikkaは、この付加的条件を考察しながら、次のやう

に述べてゐる。もしA氏が「ジェキル博士とハイド氏が同一であることを知らなければ、彼は二つが異なった人間を指示してゐるかもしれないという可能性に気がつけなければならぬだらう」（『認識と信念』永井成男内田種臣訳 紀伊国屋書店 p-160）ヒントイッカによれば、ある事態の可能性や可能的世界は、もつぱら、それを考へる人の知識全体との相関で与へられる（ibid. p-59～60）。ごく大雑把にいへば、彼の戦略は次のやうである。A氏の全知識に相関的に、それと両立可能な多くの可能的世界が成立する。そして、この世界それぞれは、そこで成立する諸命題の集合（モデル集合と呼ばれる）に対応してゐる。A氏の全知識に対して可能なモデル集合が、モデル系model systemと呼ばれる（ibid. p-59）。そして、代入可能性原理の不成立については、「いくつかの同一性が一つのモデル集合では成り立つが、他のモデル集合では成り立たないかもしれないといふことは、我々の単称名辞はもしかすると当の種々異なる〔可能的〕事態に於いて、種々異なった仕方でも対象を指示するかもしれない、といふことを反映してゐる」と言はれる（ibid. p-162）。

それゆゑ、「ジェキル」と「ハイド」が同一対象を指示してゐるやうな諸可能的世界（即ちモデル系）の内部では、代入可能性原理が成立するが、A氏がこの同一指示の知識を持たない場合、その知識にとって両立可能な（それゆゑA氏が当然考慮すべき）諸事態（モデル系）の中では、それぞれの名前によって指示されてゐる対象を同定できない場合があることになるわけである。

しかしながら、たとへA氏の「ジェキル＝ハイド」についての無知（ $\sim Ka(J=H)$ ）がA氏の知識相関的に定義された「ジェキル \neq ハイド」の可能性（ $Pa(J\neq H)$ ）を含意してゐるとしても、それはA氏による「ジェキル \neq ハイド」の可能性の知（ $KaPa(J\neq H)$ ）を含意しないはずである。A氏がその可能性に気づかないかもしれないからである。もっとも実際には、ヒントイッカは「pがqを論理的に含意するならば、 $Kap \supset Kaq$ 」という規則を是認する以上、この規則体系が日常の用法に合致しないことを認めてゐる（ibid. p-45～47）。つまり彼は、可能性の存在と可能性の知との区別を重視してゐないのである。

しかしいづれにせよ、知識との両立といふことが、必ずしもその両立可能性の知を含意しない以上、可能性の存在と可能性の知とは区別されねばならず、認識の対象と考へられた可能性は、存在に基礎づけられた、いはゆ

るde re modalityでなければならないだらう。すると、ジェキル≠ハイドといふ可能性は、「ジェキル」と呼ばれ「ハイド」と呼ばれるあの人物の可能性としては存在し得ないことにならう。もちろん「ジェキル」「ハイド」といふ名前が異なる対象を指示するやうな可能的世界は考へうるが、その様なノミナルな可能性の想定であれば、A氏がジェキル≠ハイドを知るに至っても依然として可能であらう。A氏の知識の内容を語るために使用される指示の手段(referential device)の知識や、その可能性や、その可能性の知識は、当の知識帰属にとってまったく無関係なことである。指示に使用されるべく何らかのdeviceが存在しなければならぬが、使用されたどの特定のdeviceも、指示対象の存在にとっても、それに関する知識内容にとっても偶然的なものであり、このreferential deviceの可能性と、それを使って指示された指示対象の可能性を混同することは、このdeviceのuseとそれへのmentionを混同することなのである。我々の国語を理解しない外国人に対して、我々が様々な知識を帰属するとき、その知識内容を表現するために、必ずしも彼の国の言葉を必要とはしないであらう。これは、ある種のsaying that文脈についても言へることである。(日常用語に於けるsaying that～はもちろん様々なopacityのレベルをもつてゐる。)

knowing that文脈に於いて、代入律が成立しないと見なされやすいのは、主として一人称のknowing thatを考へ、ことに当の同一性について知らないとき、知らない名前を代入されたknowing that～を問はれたとき、「知らない」と答へるのが自然だと考えられるからである。しかしながら、たとへば、「トゥーリー」といふ名前を知らないとき「トゥーリーがカテリーナを告発したことを知ってゐるか？」と問はれて、知らないと答へるとしても、この無知の表明に於いて「トゥーリー」はすでに指示的に使用されてゐるわけではないから、その表明を「トゥーリーがカテリーナを告発したことを、私は知ってゐる」といふ言明の単なる否定と考へることはできない。knowing thatのscopeの文と、not knowing thatのscopeの文とは、たとへ文字面上は同じやうに「トゥーリーがカテリーナを告発した」となつてゐたとしても、同じ「文法的」役割を果たしてゐるわけではないのである。not knowing thatをknowing thatの単純な否定と考へるためには、そのscopeの中の指示的表現を、純粹に指示的な使用に於いて解釈

できなければならない。この場合には、代入律が保存されることにならう。

これに対して、信じる(believing that～)といふ文脈は異なつてゐる。例へば、様々な宗教・宗派に於いて「神を信じる」といふ場合、この信仰内容、信仰諸対象を、指示表現や信仰を表現する様々のdeviceから独立して、判明に認識することは困難である。即ち、信念文脈は、それらが述べられる文章中の単称名辞の指示対象の判明な認識(知識)を含意しないのである。その点で、欲望が、本当は自ら何を欲してゐるか判明に把握してゐる必要がないのと並行的である。信念文脈や欲求文脈に於いては、「自分では花子を憎んでゐるつもりであるのにもかかはらず、本当は彼女を愛してゐた」などと言ひうる余地があるのである。

(以下次号につづく)